

住宅用火災警報器設置状況調査の結果について

乙訓消防組合消防本部予防課

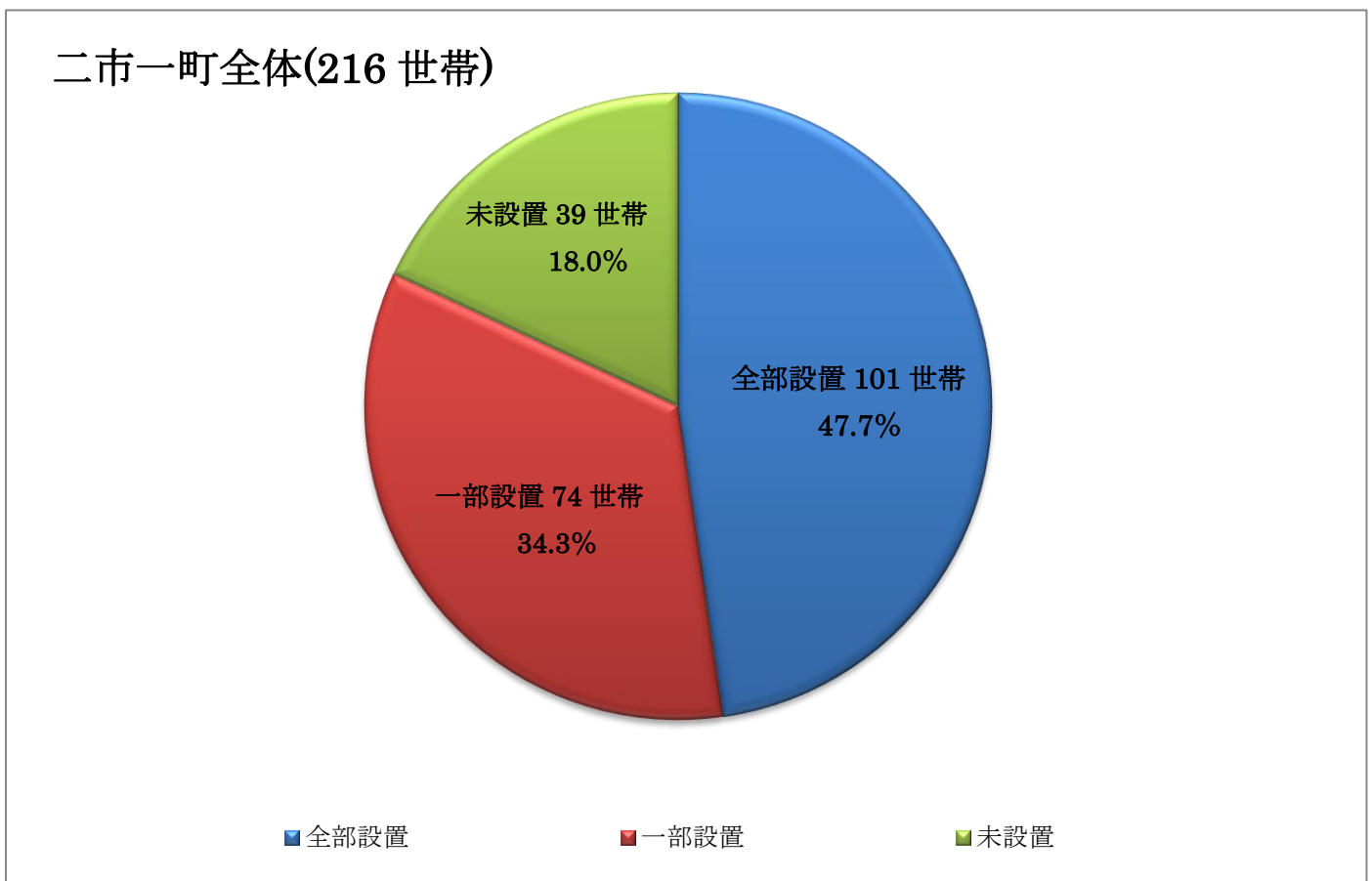
令和2年11月2日から11月20日まで（秋季火災予防運動期間を含む。）の間、向日市、長岡京市及び大山崎町（以下「二市一町」という。）から無作為に抽出した216世帯を対象に、消防法及び乙訓消防組合火災予防条例（以下「条例」という。）により設置が義務付けられている住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置状況について、電話による住宅用火災警報器設置状況調査を実施しましたので、その結果を報告します。

1 設置率について

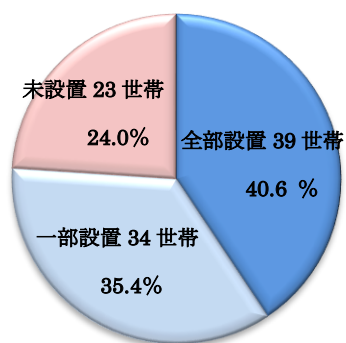
今回の調査では、二市一町全体の設置率（※1）は81.9%となり、市町別では、向日市が76.0%、長岡京市が87.5%、大山崎町が83.3%となりました。

また、二市一町全体の条例適合率（※2）は47.7%、市町別では、向日市が40.6%、長岡京市が53.1%、大山崎町が54.2%となりました。（表1参照）

表1 各市町の設置状況

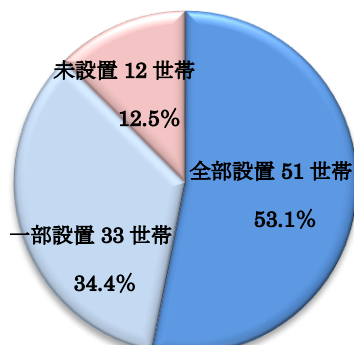


向日市(調査世帯96世帯)



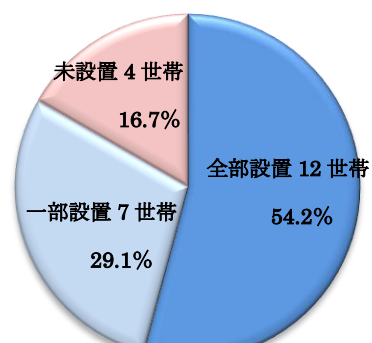
設置率 76.0%

長岡京市(調査世帯96世帯)



設置率 87.5%

大山崎町(調査世帯24世帯)



設置率 83.3%

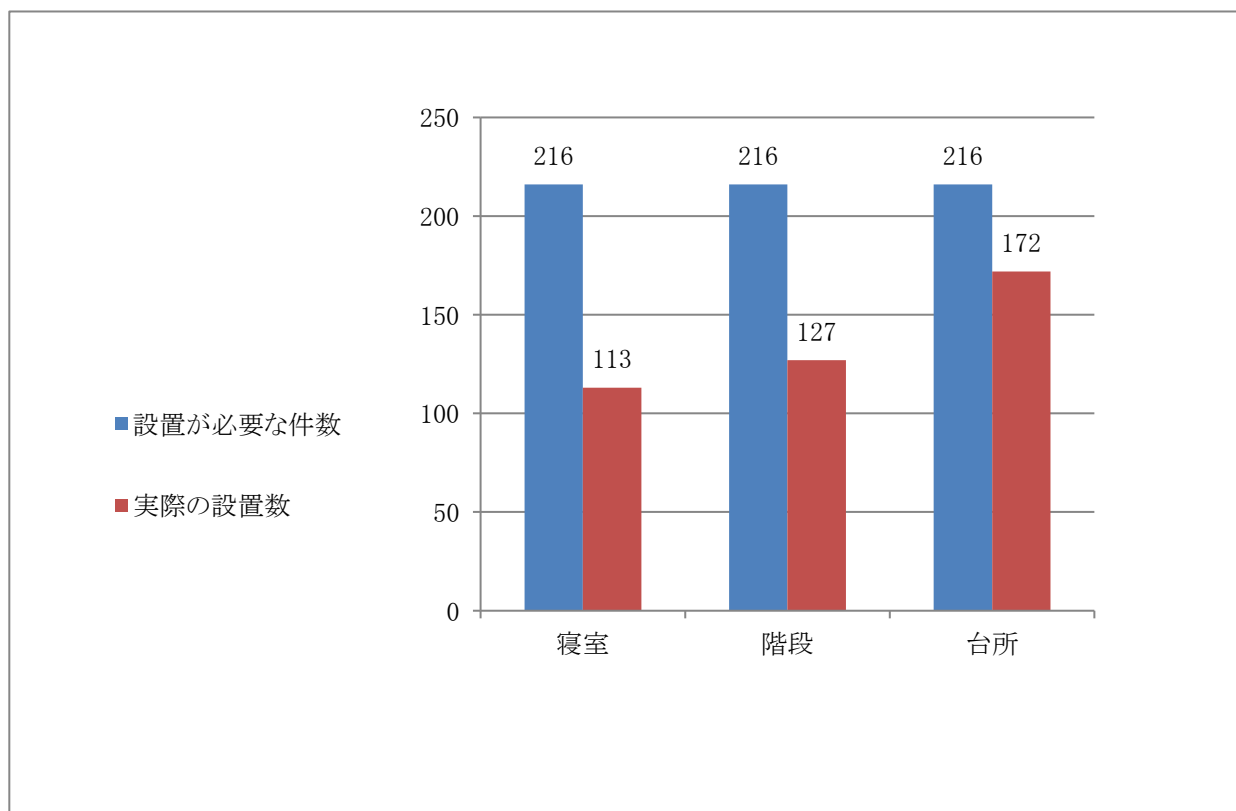
※1 設置率とは、条例で義務付けられている設置箇所すべてに設置されている世帯（全部設置世帯という。）と、条例で義務付けられている設置箇所のいずれか一箇所以上に、住警器を設置している世帯（一部設置世帯という。）の合計数が調査世帯数に占める割合をいう。

※2 条例適合率とは、全部設置世帯数が調査世帯数に占める割合をいう。

2 設置を要する場所ごとの設置の状況

設置を要する場所である、寝室、階段及び台所に対する住警器の設置傾向として、台所の設置率が高い一方で、寝室、階段に対する設置率が低い傾向にありました。(表2参照)

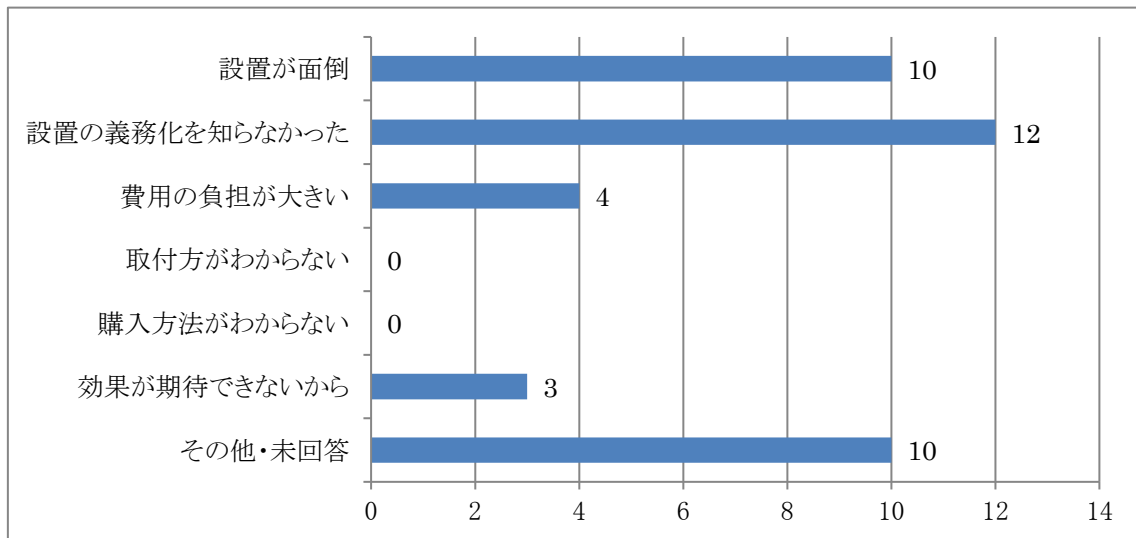
表2 設置を要する場所ごとの設置の状況



3 未設置世帯及び一部設置世帯における住警器を設置していない理由についてのアンケート結果

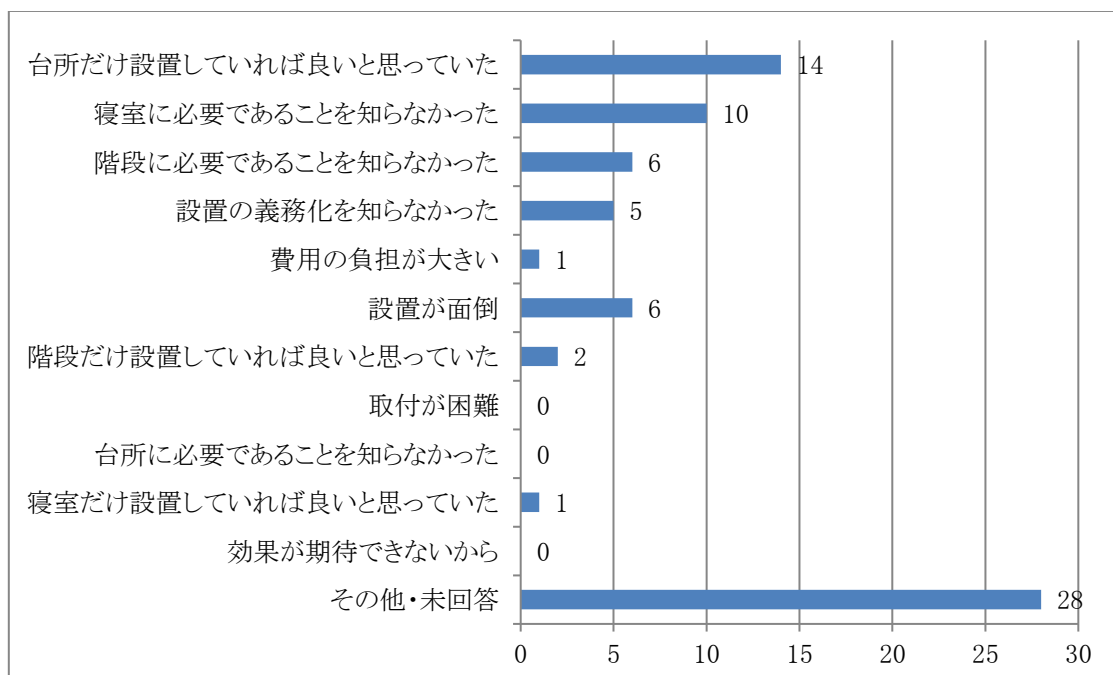
未設置世帯及び一部設置世帯に対しては、設置状況の聴き取り調査に加え、住警器を設置していない理由及び設置していない部分がある理由についてアンケートを実施しました。未設置世帯 39 世帯と一部設置世帯 74 世帯の合計 113 世帯のうち、75 世帯から回答をいただきました。未設置世帯に関しては、理由のトップが【設置の義務化を知らなかった】で 12 世帯でした。(表 3 参照)

表 3 未設置世帯の理由



一部設置世帯からの回答については、【寝室に必要であることを知らなかった】【寝室だけ設置していればよいと思っていた】や、【台所に必要であることを知らなかった】【台所だけ設置していれば良いと思っていた】、【階段に必要であることを知らなかった】【階段だけ設置していればよいと思っていた】といったように、条例で義務付けられている設置箇所が認知されていないことを示す内容が 33 件あり、約半数を占めていました。(表 4 参照)

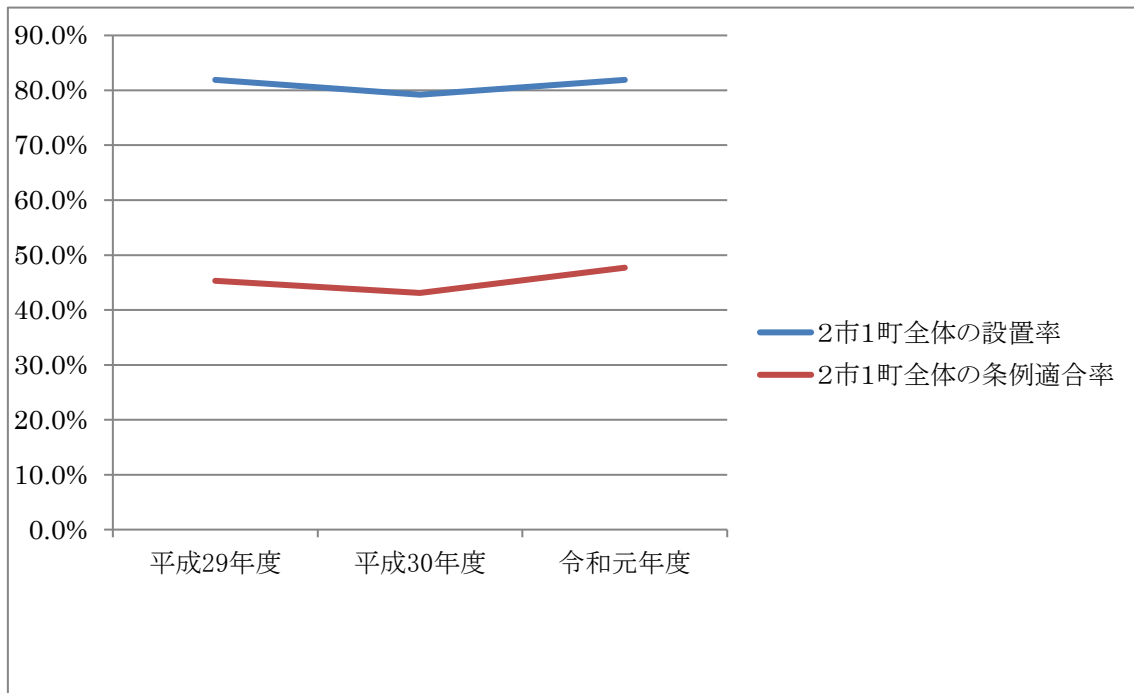
表 4 一部設置世帯の理由



4 以前の調査との比較

前年度の調査では、二市一町全体の設置率は80.1%でしたが、今年度の調査では、81.9%となりました。二市一町全体の設置世帯数は、ほぼ横ばいの結果といえます。また、条例適合率についても、前年度調査では45.4%のところ、今年度調査では47.7%となり、前年度と比べほぼ横ばいの結果となりました。(表5参照)

表5 前年度との比較



5 今後の方針

今回の調査では、前回の調査と比較して、ほぼ横ばいの設置率、条例適合率となりました。この原因をアンケート結果から検討すると、【義務化を知らなかった】や、【寝室に必要であることを知らなかった】、【台所だけ設置していればよいと思っていた】等の回答が多く見られることから、前年度と同様に、未設置世帯では、設置の義務化が認知されていないということ、一部設置世帯では条例で義務付けられている設置箇所の周知が不十分であることが、設置に至らない主な原因であると思われます。

これは、台所が出火箇所と成り得ることは、イメージとしてとらえやすく、そこに必要であるということは納得できる部分はあるけれども、階段になぜ必要かというイメージはとらえにくいこともあると思われます。寝室に設置義務があるということについても台所という火を使う場所に比べて必要であるとの理解が得にくい状況であると思われます。階段については煙は、階段を通じて上階へ広がること、階段に設置することで、上階の部屋に煙が充満する前に早期避難を促すことができることを周知するべきであると思われます。

また、【設置が面倒】という回答も多く見られたため、取付け支援事業の周知にも努めなければなりません。実際に未設置の回答を得た世帯から、アンケート調査後に取付け支援事業の利用依頼があり、全部設置に至った例もありま

す。

乙訓消防組合としては、これらの原因を踏まえ、あらゆる機会を通じ、改めて設置推進の広報を実施すると共に、住宅防火防災対策の一環として、消火器の設置及び防災製品の普及推進と合わせて、総合的に設置推進を図っていくものとし、また、既に設置されている住警器に関しても、引き続き、機器の手入れ及び交換等の維持管理広報を実施していくものとし、具体的な施策は以下のとおりです。

- (1) 各種イベント、自治会等での消防訓練及び座談会等での設置推進及び維持管理広報を図るものとする。
- (2) 予防運動等で実施する街頭広報や住宅防火訪問において、設置推進及び維持管理広報を図るものとする。
- (3) 高齢者世帯及び障害者世帯における住宅用火災警報器の取付け支援事業を広報誌、ホームページ及び各種イベントで広報し、本支援事業を積極的に実施する。
- (4) 広報誌及びホームページ等の広報媒体を利用し、奏功事例を示すなど、設置推進及び維持管理広報を図るものとする。
- (5) 設置を必要とする部分（寝室、台所、階段及び廊下）に確実に設置されるよう、具体的な設置例を示した広報により、改めて周知徹底を図る。

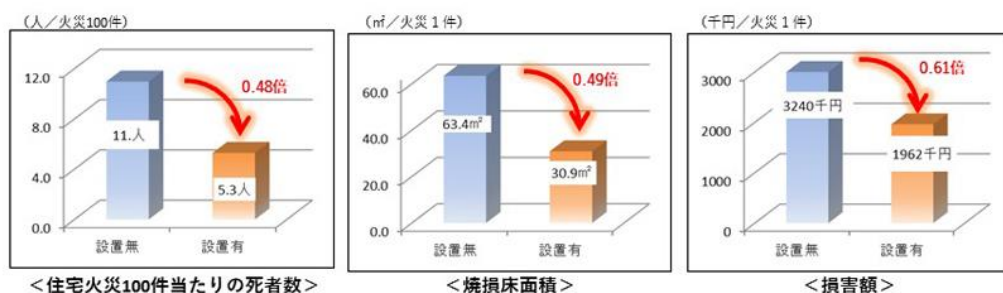
以上

※参考資料

住宅用火災警報器の設置効果

平成29年から令和元年までの3年間における失火を原因とした住宅火災について、火災報告を基に、住宅用火災警報器の設置効果を分析

※住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。



注1) 「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。

注2) 死者の発生した経過が「殺人・自損」（放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者）であるものを除く。

死者数、焼損床面積及び損害額を見ると、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者数と焼損床面積は**半減**、損害額は**約4割減**



住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少

※総務省消防庁のホームページより引用